宮城県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく高齢者福祉復興推進事業に係る取扱基準 【3 指定介護老人福祉施設等整備】

1 実施区域

宮城県の沿岸 14 市町(石巻市,塩竈市,気仙沼市,名取市,多賀城市,岩沼市,東松島市, 亘理町,山元町,松島町,七ヶ浜町,利府町,女川町,南三陸町)

2 特例措置の内容

当該計画区域内に既に開設している又は新たに開設しようとする介護保険法第8条第21項に 規定する地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施 設並びに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム(以下,「指定 介護老人福祉施設等」という。)であって,病院,診療所若しくは介護老人保健施設又は他の介 護老人福祉施設等との密接な連携を確保し,入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切 に行うと知事(地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては市町長)が認めるものについて は,医師の配置基準について適用しない。

3 特例措置の適用を受ける指定介護老人福祉施設等の基準

(1)人員に関する基準

病院,診療所若しくは介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設等との密接な連携を確保して,入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと認められるときは,医師を配置しないことができることとする。

この場合,施設に配置される看護職員のうち1名について,入所者の健康管理及び療養上の世話に関して,他の看護職員及び介護職員を統括し,連携先の病院,診療所若しくは介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設等との密接な連携の確保に努める者として配置することとする。

なお,その他人員に関する基準については,指定介護老人福祉施設の人員,設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号),特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)及び指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)(以下,「指定介護老人福祉施設等の基準」という。)に従うこと。

(2)設備及び運営に関する基準

設備及び運営に関する基準については,指定介護老人福祉施設等の基準に従うこと。

(3)留意事項

連携先の病院,診療所若しくは介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設等については,次の点に留意すること。

連携先の病院,診療所若しくは介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設等につ

いては特例措置の適用を受ける介護老人福祉施設等から近距離にあることが望ましい。 連携先の病院,診療所若しくは介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設等に対 しては円滑な協力を求めるため,あらかじめ必要な事項を書面で取り決めておくこと。

4 特例措置の適用を受けようとする場合の手続き

(1)特例措置の適用の申請

特例措置の適用を受けようとする者は,介護保険法第86条第1項若しくは第86条の2第2項の申請,同法第89条の届出,同法第78条の2第1項若しくは第78条の12において準用する第70条の2第2項の申請,同法第78条の5第1項の届出,老人福祉法第15条第3項若しくは第15条の2第2項の届出又は同法第15条第6項の申請に併せ,次に掲げる事項を記載した計画書(様式(指定介護老人福祉施設等整備))を県(地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては市町)に提出すること。

特例措置を受けようとする指定介護老人福祉施設等の名称及び所在地

連携先の病院,診療所若しくは介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設等の名称 並びに診療科名(連携先が病院又は診療所の場合に限る。)並びに当該連携先との具体的な連 携内容(契約書等の写しを添付すること。)

入所者の健康管理及び療養上の世話について,他の看護職員,介護職員を統括し,連携先の病院,診療所若しくは介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設等との密接な連携の確保に努める者として配置される看護職員の氏名

入所者に対する健康管理及び療養上の世話の実施に係る計画

(2)特例措置の適用

県(地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては市町)は,当該申請の内容を審査し,連携先の病院,診療所若しくは介護老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し,入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うことができると認められる場合は特例措置を適用する。

5 特例措置の適用期間

適用承認日から平成29年3月31日までとする。

6 留意事項

(1)介護報酬の取扱い

規制の特例措置の適用を受ける施設に係る介護報酬の取扱い(介護保険と医療保険の給付調整の取扱いを含む。)については、従前どおりの取扱いとする。

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成23年内閣府令・厚生労働省令第9号)第7条の適用を受ける特別養護老人ホームに係る診療報酬の取扱いについては、別途、「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」に基づく特別養護老人

ホームにおける特例措置の取扱いについて」(平成 24 年 1 月 5 日付け厚生労働省保険局 医療課事務連絡)が発出されているので,参照すること。

(2)特例措置適用期間後の取扱い

従前どおりの基準による取扱いとする。

本事業の特例措置の適用期間満了までに特例措置によらない医師の配置基準を満たす必要があること。

【参考】老健局高齢者支援課・老人保健課事務連絡

人員,設備及び運営に関する基準

1 人員に関する基準

病院,診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保して 入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと認められるときは,医師を配置しな いことができること。その他人員に関する基準については,指定介護老人福祉施設等の基準に 従うこと。

2 設備及び運営に関する基準

設備及び運営に関する基準については、指定介護老人福祉施設等の基準に従うこと。 なお、連携先の病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等につい ては、規制の特定措置の摘要を受ける介護老人福祉施設等から近距離にあることが望ましい。

報酬の取扱い

- 1 規制の特例措置の適用を受ける事業所及び施設に係る介護報酬の取扱い(介護保険と医療保険の給付調整の取扱いを含む。)については、従前どおりの取扱いとすること。
- 2 特例措置第7条の適用を受ける特別養護老人ホームに係る診療報酬の取扱いについては,別途,「「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」に基づく特別養護老人ホームにおける特例措置の取扱いについて」(平成24年1月5日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)を発出しているので,参照すること。

特例措置に伴い必要となる手続き

特例措置の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該適用に係る事業所又は施設の所在地の道県知事又は市町村長に提出すること。

事業所又は施設の名称及び所在地

連携先の病院,診療所,介護老人保健施設又は介護老人福祉施設の名称及び診療科名(連携先が病院又は診療所の場合に限る。)並びに当該連携先との契約の内容

その他道県知事又は市町村長が必要と認める事項

樣式(指定介護老人福祉施設等整備)

宮城県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく高齢者福祉復興推進事業(指定 介護老人福祉施設等整備)の実施に係る医療機関等との連携等に関する計画書

- 1 特例措置を受けようとする指定介護老人福祉施設の名称及び所在地
 - (1)名称
 - (2)所在地
- 2 連携先の病院,診療所若しくは老人保健施設又は他の指定介護老人福祉施設等の名称及び 診療科名(連携先が病院又は診療所の場合に限る。)並びに当該連携先との具体的な連携内容 契約書等の写しを添付すること
- 3 入所者の健康管理及び療養上の世話について,他の看護職員・介護職員を統括し,連携医療機関等との密接な連携の確保に努める者として配置される看護職員の氏名
- 4 入所者に対する健康管理及び療養上の世話の実施に係る計画